（審査会の委員に対する報酬の額）

第二十八条　特例一時金政令第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十四年政令第四十三号）第一条の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百二十八号）第十五条第一項の農林水産省令で定める金額は、会長及びその他の委員につき予算の範囲内で別に理事長が農林水産大臣の承認を受けて定める。

第二十九条～第三十一条　（略）

（農林水産大臣の承認）

第三十二条　存続組合は、次に掲げる事項に関し規程（第一号に掲げる事項については、業務方法書）を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

一～三　（略）

附　則

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（審査会の委員に対する報酬の額）

第五十四条　特例年金政令第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十四年政令第四十三号）第一条の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百二十八号）第十五条第一項の農林水産省令で定める金額は、会長及びその他の委員につき予算の範囲内で別に理事長が農林水産大臣の承認を受けて定める。

第五十五条～第五十七条　（略）

（農林水産大臣の承認）

第五十八条　存続組合は、次の各号に掲げる事項に関し規程（第一号に掲げる事項については、業務方法書）を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

一～三　（略）

附　則

（特例年金給付の請求に係る経過措置）

第三条　平成十三年統合法の施行日前に退職共済年金、障害共済年金、遺族共済年金、退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金の請求手続をした者（施行日の前日において当該特例年金給付の受給権を有しない者を除く。）は、施行日においてそれぞれ特例退職共済年金（平成十三年統合法附則第三十二条第一項及び第二項に規定する特例退職共済年金を除く。）、特例障害共済年金、特例遺族共済年金、特例退職年金、特例減額退職年金（平成十三年統合法附則第三十九条第五項に規定する特例減額退職年金を除く。）、特例通算退職年金、特例障害年金、特例遺族年金又は特例通算遺族年金に係る第四条に規定する請求手続をしたものとみなす。

2　施行日の前日において、遺族共済年金、遺族年金又は通算遺族年金を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるために、そのうちの一人を当該年金の請求及び受領についての代表者として定め、旧農林共済組合に同順位の遺族全員の同意書を提出している場合にあっては、その代表者をそれぞれ特例遺族共済年金、特例遺族年金又は特例通算遺族年金に係る特例遺族共済年金等受給権者の代表者とみなす。

（平成十三年統合法の施行の日に特例年金政令第五条第一項の規定の適用を受けることができる者を使用する法人に対する農林水産大臣の指定の特例）

第四条　平成十三年統合法の施行の日に特例年金政令第五条第一項の規定の適用を受けることができる者を使用する法人は、特例年金政令第二十七条の規定の適用については、特例年金政令第五条第二項の規定により農林水産大臣が指定した法人とみなす。

（沖縄の復帰に伴う農林水産省令の適用の特別措置等に関する省令の一部改正）

第五条　沖縄の復帰に伴う農林水産省令の適用の特別措置等に関する省令（昭和四十七年農林省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第六条から第九条までを次のように改める。

第六条から第九条まで　削除

（農業者年金基金法施行規則の一部改正）

第六条　農業者年金基金法施行規則（平成十三年農林水産省令第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第六十三条第一項第四号中「又は農林漁業団体職員共済組合の組合員証の組合員番号」を削る。